

指定訪問リハビリテーション

指定介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団協友会
代表者氏名	理事長 平岡 邦彦
本社所在地	埼玉県吉川市大字平沼 111 番地
法人設立年	1978年7月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	埼玉回生病院
指定番号	埼玉県指定(指定事業者番号) 1111000231
事業所所在地	埼玉県八潮市大原 455
連絡先 相談担当者名	電話 048-995-3331 / FAX 番号 048-911-1046 部署名 リハビリテーション科 櫻場 勝
通常の事業の実施地域	八潮市、草加市、足立区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定(介護予防)訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。 2 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。 3 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

	4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月～土曜日 ※但し、国民の休日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
営 業 時 間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～土曜日 ※但し、国民の休日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
サービス提供時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	院長 好本 裕平
-------	----------

	職 務 内 容	人 員 数
理 学 療 法 士 ・ 作 業 療 法 士 ・ 言 語 聴 覚 士	<p>1 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者と連携を図ります。</p> <p>2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、指定介護予防リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。</p> <p>2 介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションのサービスを提供します。</p> <p>3 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。</p> <p>4 それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。</p> <p>5 介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始から、計画の期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（「モニタリング」）を行います。またその結果を記録し、当該介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者へ報告します。</p>	常勤 3 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
指定（介護予防） 訪問リハビリテーション	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上をめざします。

(2) (介護予防)訪問リハビリテーションの禁止行為

指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たり、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

※地域加算 5 級地 10.55 円

算定回数	サービス	利用料	負担額 (1割負担)	負担額 (2割負担)	負担額 (3割負担)
1回	基本報酬（1週に6回限度）要介護	3,249円	324円	649円	974円
1回	基本報酬（1週に6回限度）要支援	3,133円	313円	626円	939円

算定回数	サービス	利用料	負担額 (1割負担)	負担額 (2割負担)	負担額 (3割負担)
1月	リハビリテーションマネジメント加（ロ）	2,247円	224円	449円	674円
1月	医師が、利用者・家族に説明した場合	2,848円	284円	569円	854円
1日	短期集中リハビリテーション実施加算	2,532円	253円	506円	759円
1回	サービス提供体制強化加算（I）	63円	6円	12円	18円
退院につき1回	退院時共同指導加算	6,330円	633円	1,266円	1,899円

4 その他の費用について

交通費	指定(介護予防)訪問リハビリテーションに要した交通費を請求することがあります。
-----	---

5 キャンセル料について

キャンセル料	利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。但し、病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 利用日の前日までに連絡があった場合 無料 ・ 当日に連絡がなかった場合 実費
--------	---

9 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護及び要支援認定の有無、有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業
者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護及び要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行わ
れるよう必要な援助を行います。また、要介護及び介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場
合であって、必要と認められるときは、要介護及び要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けてい
る要介護及び要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしま
す。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同
意を得た上で、(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付し
ます。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、
医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ない
ますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	リハビリテーション科 科長 櫻場 勝
-------------	--------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
---------------	---

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13 実習生、リハビリテーション科スタッフの同行見学

意欲、目的の明確な実習生等が勉強のため同行訪問を行う場合があります。その際には事前に書面をもって了解を得た場合のみとし、個人情報の取り扱いには十分に注意するものとします。

14 身分証携行義務

指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行う者は、常に写真入りの名札を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも名札を提示します。

15 心身の状況の把握

指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、（介護予防）支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 (介護予防)支援事業者等との連携

(介護予防)リハビリテーション計画は、既に（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

17 サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は完結の日から2年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を以下のとおり設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします

(2) サービス内容に関する相談・苦情等

① 当院での相談・苦情担当

担当窓口：相談係 櫻場 勝 電話 048-995-3331(代表)

② その他(当院以外に、各市区町村の相談・苦情窓口でも、受け付けております。)

八潮市 長寿介護課 電話 048-996-2689

草加市 長寿・介護福祉課 電話 048-922-0151

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568(苦情相談専用)

20 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

21 非常災害対策

- (1) サービスの提供中に災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- (2) 施設は、あらかじめ、通報、連携体制、地域との連携等について、具体的な対策の計画を作成しておき、従業者に周知を図るとともに、消防署等との合同訓練を年2回以上実施する。

22 衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

23 虐待の防止のための措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

24 身体拘束等

当院は、原則としてご利用者様に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当院の医師がその様態及び時間、その際のご利用者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

25 ハラスメント対策

適切な指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

26 認知症介護基礎研修

訪問リハビリテーションに従事する職員は、認知症介護基礎研修が免除される理学療法士、作業療法士とする。

27 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

当事業者は、居宅サービス（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたり、重要事項説明書に基づいて、重要事項及びサービス内容を書面により説明しました。

事業者	所在地	埼玉県八潮市大原 455
	法人名	医療法人社団協友会
	代表者名	理事長 平岡 邦彦 印
	事業所名	埼玉回生病院
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

